

第7条 (守秘義務)

乙は、本業務において知り得た情報を秘密として保持し、甲の承諾なくして公表もしくは第三者に漏洩してはならない。

2. 本条第1項の定めは、契約期間満了後においても、有効に存続する。
3. 乙は、本業務に関し甲から受け取った資料の一切を、当該プロジェクト終了後、所定の回収期間に甲に返却しなければならない。乙は、本契約を解除する場合、登録削除依頼をする場合、休職手続きをする場合は、その旨を甲に届け出ると共に、回収期間を待たずして資料の一切を速やかに甲に返却しなければならない。
4. 乙は、本業務に関し甲から受け取ったテープ、音声ファイル、資料等の一切の複製を取ってはならず、また、関連するすべてのファイルは第1次納品後1カ月以内にハードディスクから削除しなければならない。
5. 乙は、本業務の顧客に対して乙の氏名が当該プロジェクトの担当者として報告されることを承諾する。

第8条 (インターネットマネジメント)

乙は、個人のEメールアカウントを持ち、甲の指定するメーリングリストに参加して情報の共有化及び業務の効率化を図るものとする。

2. 乙は、メーリングリストに参加する際に、氏名、Eメールアドレス等連絡先を添えて自己紹介をすると共に、メンバー相互のプライバシー保護に関心を持ち、最新年度版のウイルス駆除ソフトをインストールして使用するパソコンに万全の対策を取ると共にインターネットマナーを遵守して業務を遂行する。

第9条 (契約解除)

甲及び乙において、本契約書の条項の一つに違反したときは、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約書の全部または一部を解除することができる。

2. 前項による契約解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第10条 (協議事項)

甲及び乙は、本契約書の規定に疑義が生じた場合、または規定にない事由につき疑義を生じた場合は、信義誠実の原則に従い、甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷 1-1-3 グランドパークビル 302
株式会社田中美郷教育研究所 ノーサイド・ドキュメント・センター
代表取締役 橋本 昭彦

乙 〒

印